

◇指定難病医療費助成の自己負担上限額（月額）

医療費の自己負担割合は3割から2割になります。ご加入の医療保険の自己負担割合が2割以下の場合に変更ありません。受診した複数の指定医療機関の自己負担を全て合算し、所得や治療状況に応じた自己負担上限月額を限度として医療費を負担することになります。（入院時の食費は全額自己負担）

（単位：円）

階層区分	階層区分の基準		一般	高額かつ長期(※)	人工呼吸器等装着者
生活保護	—		0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税（世帯）	本人年収 80万円以下	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税課税以上7.1万円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税7.1万円以上 25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得	市町村民税25.1万円以上		30,000	20,000	

※「高額かつ長期」とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある方
（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上）